

ロゴマーク取扱規程

平成25年11月20日 制定
平成29年 3月 9日 一部改正

公益社団法人東京生薬協会（以下「当法人」という）のロゴマークの取扱に関して、下記のとおりロゴマーク取扱規程（以下「当規程」という）を定める。

（使用可能な者）

第1条 当法人のロゴマークを使用可能な者（以下「使用者」という）は、当法人の会員であり、且つ、当法人で認められた者に限る。

（使用可能な用途）

第2条 当法人のロゴマークは、使用者の名刺、ウェブサイト、パンフレット、報告書等に掲載することができる。

2 以下に該当する目的での使用を禁止する。

- （1）特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- （2）法令に反するおそれがある場合
- （3）その他「当法人の趣旨に反するおそれがある場合

（掲載物の提出）

第3条 使用者は、ロゴマークを使用した掲載物を事務局に提出するものとする。

（使用上の注意）

第4条 ロゴマークにかかる著作権その他の一切の知的所有権は当法人に帰属する。

（使用料）

第5条 当法人のロゴマークの使用料は無償とする。

（使用中止）

第6条 下記に該当するような場合には、当法人は使用者に対して、当法人のロゴマークの使用を中止させることができる。

- （1）会員でなくなった場合
- （2）この規程に違反してロゴマークを使用した場合
- （3）ロゴマークの使用が不相当と認められる場合
- （4）その他、特段の事情が生じた場合

（苦情対応）

第7条 ロゴマークの使用に関して苦情等が発生した場合には、使用者が全責任を持って対処する。

（デザイン等）

第8条 （サイズ）当法人のロゴマークの拡大・縮小は可能だが、変形したり他の図柄と重ねたりするなど、デザインに変更を加えることはできない。

2 （カラー）当法人のロゴマークのカラーは、

【DIC】 グリーン：DIC2560s オレンジ：DIC2522s

【RGB】 グリーン：R68 G138 B66 オレンジ：R219 G145 B16

原則変更できないが、下記の条件に限り可能とする。

「モノクロ（濃度調節不可）」

- 3 他のロゴマークや社名、図柄等と併記する場合は、一定の間隔をあけるなどして当法人ロゴマークの独立性を保つようにする。
- 4 ロゴマークの記載位置は特に制限しない。

（譲渡・貸与）

第9条 使用者はロゴマークを第三者に譲渡または貸与することはできない。

（規程に定めのない事項）

第10条 この規程にない事項については、当法人に問い合わせることを要するものとする。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則 この規程の変更は、平成29年3月9日から施行する。